

四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款 新旧対照表（抜粋）

新（2026年6月1日改正）	旧（2020年4月1日改正）
第1条〔総則〕 1 委託者及び受託者は、日本国の法令を遵守し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）及び業務委託書において定められる、<u>設計に関する業務</u>（以下「設計業務」という。）、監理に関する業務（以下「監理業務」という。）又は調査・企画に関する業務（以下「調査・企画業務」という。）を内容とする委託契約（以下「この契約」という。）を履行しなければならない。 4 <u>この契約に定める</u>監理業務には、建築士法第2条第8項で定める工事監理並びに同法第18条第3項及び同法第20条第3項で定める工事監理者の業務を含む。 6 <u>委託者は、受託者以外の者にこの契約に係る業務を委託している場合は、この契約締結後ただちに受託者に対して書面をもって委託した当該業務の内容、権限の範囲等を通知しなければならない。この契約締結後に委託した場合は、当該契約締結後ただちに、通知をしなければならない。</u> 7 この契約における期間の定めについては、民法の定めるところによる。 第2条〔協議の書面主義〕 委託者及び受託者は、受託者が設計業務、監理業務又は調査・企画業務を行うにあたり協議をもって決定した事項については、原則として、速やかに書面を作成し、記名・押印する。<u>（法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による作成を含む。ただし、当該方法は記名・押印した書面の作成に準ずるものでなければならない。）。</u> 第3条〔業務に係る情報提供等〕 1 委託者は、受託者に対し、設計業務、監理業務又は調査・企画業務を遂行するにあたり必要となる、建設企画・建築物設計の意図、建設計画の概要、要求条件、資料、その他<u>の業務遂行上必要となる情報（この契約の対象となる敷地の測量、地質・地盤に係る図面・データ等に関する情報を含む。）</u>を、受託者の求めに応じて、速やかに提供しなければならない。 第5条〔業務工程表の提出等〕 3 この約款の規定により履行期間又は業務委託書の内容が変更された場合において、委託者は、	第1条〔総則〕 1 委託者及び受託者は、日本国の法令を遵守し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）及び業務委託書において定められる設計に関する業務（以下「設計業務」という。）、監理に関する業務（以下「監理業務」という。）又は調査・企画に関する業務（以下「調査・企画業務」という。）を内容とする委託契約（以下「この契約」という。）を履行しなければならない。 4 監理業務には、建築士法第2条第8項で定める工事監理並びに同法第18条第3項及び同法第20条第3項で定める工事監理者の業務を含む。 6 この契約における期間の定めについては、民法の定めるところによる。 第2条〔協議の書面主義〕 委託者及び受託者は、受託者が設計業務、監理業務又は調査・企画業務を行うにあたり協議をもって決定した事項については、原則として、速やかに書面を作成し、記名・押印する。 第3条〔業務に係る情報提供等〕 1 委託者は、受託者に対し、設計業務、監理業務又は調査・企画業務を遂行するにあたり必要となる、建設企画・建築物設計の意図、建設計画の概要、要求条件、資料、その他業務遂行上必要となる情報を、受託者の求めに応じて、速やかに提供しなければならない。 第5条〔業務工程表の提出〕 3 この約款の規定により履行期間又は業務委託書の内容が変更された場合において、委託者は、

新（2026 年 6 月 1 日改正）	旧（2020 年 4 月 1 日改正）
必要があると認めるときは、受託者に対して、業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第 1 項中「この契約を委託者と締結した日から」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、<u>第 1 項及び前項の規定を準用する。</u> 第 8 条〔秘密の保持〕 1 委託者及び受託者は、この契約を履行するうえで知り得た相手方の秘密情報を他人に漏らしてはならない。<u>ただし、秘密の保持に係る別段の合意をした場合は当該合意を優先する。</u> 2 受託者は、委託者の承諾なく、成果物、未完了の成果物並びに設計業務、監理業務又は調査・企画業務を行ううえで得られた記録等を他人に閲覧させ、<u>又は複写させ、又は譲渡してはならない。</u> 第 11 条〔著作者人格権の制限等〕 第 15 条〔受託者の説明・報告義務〕 <u>1 受託者は、この契約に定めがある場合、又は委託者の請求があるときは、設計業務、監理業務又は調査・企画業務の進捗状況について、委託者に説明・報告しなければならない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、受託者は業務の各段階に応じてその内容、交付する成果物等について適切に委託者に説明・報告しなければならない。</u> 第 15 条の 2〔迷惑行為の禁止〕 <u>1 委託者は、受託者（第 14 条第 2 項又は第 3 項に基づき、受託者が業務の一部を委託した他の建築士事務所の開設者又は第三者を含む。以下本条において同じ。）に対し、正当な理由がない過度な要求、暴言その他の社会通念上許容される範囲を超えた言動（以下、「迷惑行為」という）を行ってはならない。</u> <u>2 受託者は、委託者に対し、迷惑行為を行ってはならない。</u> 第 16 条〔設計業務委託書の追加、変更等〕【設計業務委託の場合に適用】 <u>6 委託者において実施すべき決定や指示が第 5 条の手続を経た業務工程表に定められた期日から著しく遅延した場合、受託者は、委託者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の変更、設計業務報酬額の変更及び受託者が損害を受けているときはその賠償を請求</u>	必要があると認めるときは、受託者に対して、業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第 1 項中「この契約を委託者と締結した日から」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。 第 8 条〔秘密の保持〕 1 委託者及び受託者は、この契約を履行するうえで知り得た相手方の秘密情報を他人に漏らしてはならない。 2 受託者は、委託者の承諾なく、成果物、未完了の成果物並びに設計業務、監理業務又は調査・企画業務を行ううえで得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。 第 11 条〔著作者人格権の制限〕 第 15 条〔受託者の説明・報告義務〕 受託者は、この契約に定めがある場合、又は委託者の請求があるときは、設計業務、監理業務又は調査・企画業務の進捗状況について、委託者に説明・報告しなければならない。 第 16 条〔設計業務委託書の追加、変更等〕【設計業務委託の場合に適用】

新（2026 年 6 月 1 日改正）	旧（2020 年 4 月 1 日改正）
<u>することができる。ただし、損害賠償請求については、委託者において実施すべき決定や指示の遅延がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u> 第 16 条の 3〔設計・監理業務委託書の追加、変更等〕【設計・監理業務一括委託の場合に適用】 <u>5 設計業務については、第 16 条第 6 項を適用する。</u> 第 16 条の 4〔調査・企画業務委託書の追加、変更等〕【調査・企画業務委託の場合に適用】 委託者は、調査・企画業務の段階において、必要があると認めるときは、業務委託書の内容、委託者と受託者との間の協議の内容、又はすでになした委託者の指示に関して、受託者に通知して、追加又は変更をすることができる。この場合において、受託者は、委託者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の変更、調査・企画業務報酬額の変更 <u>及び並びに</u> 受託者が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。 第 18 条〔<u>受託者の請求による</u>設計業務、調査・企画業務の履行期間の延長〕 <u>1 受託者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に設計業務又は調査・企画業務を完了することができないときは、委託者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の延長を請求することができる。</u> <u>2 委託者及び受託者は、履行期間の延長を協議して決める場合、業務の履行に通常必要な期間よりも著しく短い期間を設定してはならない。</u> 第 20 条〔監理業務報酬の増額〕 受託者の責めに帰することができない事由により、<u>工事が中断もしくは</u>工期が延長された場合、又は工事が工期内に完了しない場合、受託者は、委託者に対し、監理業務報酬につき、理由を明示して、必要と認められる増額を請求することができる。 第 21 条〔受託者の債務の不履行責任〕 2 <u>監理業務に</u>債務の不履行が監理業務である場合については、前項の損害の賠償の請求は、本件建築物の工事完成引渡しの日から 2 年以内に行わなければならない。 第 26 条〔委託者の解除権の行使〕	第 16 条の 3〔設計・監理業務委託書の追加、変更等〕【設計・監理業務一括委託の場合に適用】 第 16 条の 4〔調査・企画業務委託書の追加、変更等〕【調査・企画業務委託の場合に適用】 委託者は、調査・企画業務の段階において、必要があると認めるときは、業務委託書の内容、委託者と受託者との間の協議の内容、又はすでになした委託者の指示に関して、受託者に通知して、追加又は変更をすることができる。この場合において、受託者は、委託者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の変更、調査・企画業務報酬額の変更並びに受託者が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。 第 18 条〔受託者の請求による設計業務、調査・企画業務の履行期間の延長〕 受託者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に設計業務又は調査・企画業務を完了することができないときは、委託者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の延長を請求することができる。 第 20 条〔監理業務報酬の増額〕 受託者の責めに帰することができない事由により、工期が延長され又は工事が工期内に完了しない場合、受託者は、委託者に対し、監理業務報酬につき、理由を明示して、必要と認められる増額を請求することができる。 第 21 条〔受託者の債務の不履行責任〕 2 債務の不履行が監理業務である場合については、前項の損害の賠償の請求は、本件建築物の工事完成引渡しの日から 2 年以内に行わなければならない。 第 26 条〔委託者の解除権の行使〕

新（2026 年 6 月 1 日改正）	旧（2020 年 4 月 1 日改正）
1 委託者は、受託者に書面をもって通知して、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、受託者に不利な時期に委任を解除したとき 又はこの契約が受託者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とするときは、やむを得ない事由があったときを除き、受託者の損害を賠償しなければならない。 2 委託者は、受託者に債務の不履行があった場合（委託者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）において、受託者に書面をもって、委託者が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき <u>又は受託者が第 15 条の 2 第 2 項に定める迷惑行為を行った場合において、受託者に書面をもって、相当の期間を定めて当該迷惑行為に対して適切な措置を講ずることを求め、その期間内に適切な措置が講じられなかったときは</u>、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行 <u>又は迷惑行為</u>がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 3 委託者は、受託者が次の各号の一に該当する場合（委託者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）には、前項の催告をすることなく、直ちに受託者に書面をもって通知してこの契約の全部を解除することができる。 ③ <u>受託者の</u>債務の全部の履行が不能であるとき。 ⑤ <u>受託者の</u>債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。 ⑦ <u>受託者が、第 15 条の 2 第 2 項に定める迷惑行為を行い、委託者が前項の適切な措置を講じることを求めても適切な措置が講じられる見込みがないことが明らかであるとき。</u> ⑧ 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。 ⑨ <u>受託者が第 7 条第 1 項又は第 2 項で定める権利・義務の譲渡等の禁止に違反したとき。</u> ⑩ 受託者が以下の一にあたるとき。 イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の <u>契約権限を有する</u> 代表者をいう。以下この号において同	1 委託者は、受託者に書面をもって通知して、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、受託者に不利な時期に委任を解除したとき又はこの契約が受託者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とするときは、やむを得ない事由があったときを除き、受託者の損害を賠償しなければならない。 2 委託者は、受託者に債務の不履行があった場合（委託者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）において、受託者に書面をもって、委託者が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 3 委託者は、受託者が次の各号の一に該当する場合（委託者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）には、前項の催告をすることなく、直ちに受託者に書面をもって通知してこの契約の全部を解除することができる。 ③ 債務の全部の履行が不能であるとき。 ⑤ 債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。 ⑦ 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。 ⑧ 受託者が以下の一にあたるとき。 イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員に

新（2026 年 6 月 1 日改正）	旧（2020 年 4 月 1 日改正）
じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において <u>「暴力団員等」という。</u>）であると認められるとき。 ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。 <u>ハ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。</u> <u>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。</u> <u>ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u> <u>ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u> <u>ト 第7条第1項又は第2項に基づき、あらかじめ委託者の書面による承諾を得て権利又は義務等を譲渡しもしくは担保に供し、又は承継させた相手方が、イからへまでのいずれかに該当する者であると判明したとき。</u> <u>チ 再委託の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知らながら、契約を締結したと認められるとき。</u> <u>リ イからへまでのいずれかに該当する者を再委託の相手方としていた場合であって（チに該当する場合を除く。）、委託者が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。</u> 4 委託者は、受託者が次の各号の一に該当する場合（委託者の責めに帰すべき事由によることを除く。）、第2項の催告をすることなく、受託者に書面をもって通知してこの契約の一部の解除をすることができる。 ① <u>受託者の</u>債務の一部の履行が不能であるとき。 第26条の2〔受託者の解除権の行使〕 2 受託者は、委託者に債務の不履行があった場合（受託者の責めに帰すべき事由によることを除く。）において、委託者に書面をもって、受託	よる不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。 ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 4 委託者は、受託者が次の各号の一に該当する場合（委託者の責めに帰すべき事由によることを除く。）、第2項の催告をすることなく、受託者に書面をもって通知してこの契約の一部の解除をすることができる。 ① 債務の一部の履行が不能であるとき。 第26条の2〔受託者の解除権の行使〕 2 受託者は、委託者に債務の不履行があった場合（受託者の責めに帰すべき事由によることを除く。）において、委託者に書面をもって、受託

新（2026 年 6 月 1 日改正）	旧（2020 年 4 月 1 日改正）
者が相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないとき、<u>又は委託者が第 15 条の 2 第 1 項に定める迷惑行為を行った場合において、委託者に書面をもって、相当の期間を定めて当該迷惑行為に対して適切な措置を講ずることを求め、その期間内に適切な措置が講じられなかったときは</u>、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行<u>又は迷惑行為</u>が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 3 受託者は、次の各号の一に該当する場合（受託者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）は、前項の催告をすることなく、直ちに、委託者に書面をもって通知してこの契約の全部を解除することができる。 ③ <u>委託者の</u>債務の全部の履行が不能であるとき。 ⑤ <u>委託者の</u>債務の一部の履行が不能である場合又は委託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。 ⑦ <u>委託者が、第 15 条の 2 第 1 項に定める迷惑行為を行い、受託者が前項の適切な措置を講じることを求めても適切な措置が講じられる見込みがないことが明らかであるとき。</u> ⑧ 前各号に掲げる場合のほか、委託者がその債務の履行をせず、受託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。 ⑨ 監理業務の段階において、第 16 条の 2 第 1 項及び第 2 項又は第 16 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づき、受託者が委託者に対して履行期間の延長又は監理業務の報酬額の変更を求めたにもかかわらず、合理的な理由なく委託者がこれに応じないとき。 ⑩ 監理業務の段階において、理由の如何を問わず、工事請負契約が解除されたとき。 ⑪ <u>委託者が第 7 条第 1 項で定める権利・義務の譲渡等の禁止に違反したとき。</u> ⑫ 委託者が以下の一にあたるとき。 イ 役員等（委託者が個人である場合にはその者を、委託者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。	者が相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 3 受託者は、次の各号の一に該当する場合（受託者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）は、前項の催告をすることなく、直ちに、委託者に書面をもって通知してこの契約の全部を解除することができる。 ③ 債務の全部の履行が不能であるとき。 ⑤ 債務の一部の履行が不能である場合又は委託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。 ⑦ 前各号に掲げる場合のほか、委託者がその債務の履行をせず、受託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。 ⑧ 監理業務の段階において、第 16 条の 2 第 1 項及び第 2 項又は第 16 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づき、受託者が委託者に対して履行期間の延長又は監理業務の報酬額の変更を求めたにもかかわらず、合理的な理由なく委託者がこれに応じないとき。 ⑨ 監理業務の段階において、理由の如何を問わず、工事請負契約が解除されたとき。 ⑩ 委託者が以下の一にあたるとき。 イ 役員等（委託者が個人である場合にはその者を、委託者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

新（2026 年 6 月 1 日改正）	旧（2020 年 4 月 1 日改正）
ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。 <u>ハ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。</u> <u>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。</u> <u>ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u> <u>ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u> <u>ト 第 7 条第 1 項に基づき、あらかじめ受託者の書面による承諾を得て権利又は義務等を譲渡しもしくは担保に供し、又は承継させた相手方が、イからへまでのいずれかに該当する者であると判明したとき。</u> <u>チ この契約に係るコンストラクションマネジメント等の業務の委託の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、契約を締結したと認められるとき。</u> <u>リ イからへまでのいずれかに該当する者をこの契約に係るコンストラクションマネジメント等の業務の委託の相手方としていた場合であって（チに該当する場合を除く。）、受託者が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。</u> 4 受託者は、委託者が次の各号の一に該当する場合（受託者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）、第 2 項の催告をすることなく、委託者に書面をもって通知してこの契約の一部の解除をすることができる。 ② <u>委託者の</u>債務の一部の履行が不能であるとき。 第 27 条〔解除後の取扱い〕 3 第 26 条又は前条における契約解除の場合、工事監理者を受託者とする官公署への届け出があるときは、委託者は、当該届け出を直ちに變更しなければならない。<u>また、委託者は当該變更につきこの契約に係る工事関係者に対して書面による通知をしなければならない。</u>	ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 4 受託者は、委託者が次の各号の一に該当する場合（受託者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）、第 2 項の催告をすることなく、委託者に書面をもって通知してこの契約の一部の解除をすることができる。 ② 債務の一部の履行が不能であるとき。 第 27 条〔解除後の取扱い〕 3 第 26 条又は前条における契約解除の場合、工事監理者を受託者とする官公署への届け出があるときは、委託者は、当該届け出を直ちに變更しなければならない。